

## 県計画への記載事項について

## 1 必須記載事項

(1) 設定区域

○各市町をそれぞれ1区域とし、県内20区域を設定することとしたい。

(審議のポイント)

県が設定する区域は、認定こども園等の認可、認定に係る需給調整の判断基準となるものであり、県は区域内の利用定員が計画で定めた利用定員総数に達するまでは、認定こども園等からの申請が適当であれば認可・認定をしなければならないとされている。また区域設定は、市町間の広域利用等の実態を踏まえて定めることとされている。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町計画を集計したものを県計画で定めることとしたい。(参考資料1参照)

(審議のポイント)

国が告示した、子ども・子育て支援の基本的な指針では、県計画の作成に当たっては、市町計画の数値を集計したものを基本とすることとされている。

なお、市町が計画を策定するにあたっては、子育て家庭を対象にニーズ調査を実施しており、確保の内容は、それに対する供給体制を定めたものとなっている。

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

○県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期については、本年度、認定こども園、保育所、幼稚園を対象に実施した新制度移行の意向調査を行ったところであり、移行希望施設及び移行を検討している施設とその予定時期を県計画で定める目標としたい。(参考資料2)

認定こども園の移行支援や普及の考え方については、来年度の国の予算動向を踏まえ、また、地域型保育事業や小学校等との連携については基本方針を踏まえ、今後整理していきたい。

(審議のポイント)

目標値は、設置者の意向に基づいた数値としたい。なお、施設設置者への意向調査は、26年度内にもう一度実施することを見込んでいる。

### (3)ー1 認定こども園普及促進について

○新制度では、教育・保育サービスが供給過剰でない限りは、要件を満たす限り認定こども園の認可・申請を認めることとなっている。ただし、特例として、新制度開始時に幼稚園、保育所であれば、以後認定こども園の認可・認定を受けようとした場合、供給過剰であっても、県が利用定員に一定の上乗せ数を設け、その枠を超えない限り認可・認定できることとなる。その県が上乗せする数を、基本指針に基づき記載することとする。

なお、県が上乗せする数については、移行希望する施設が希望する認定こども園移行時の定員が分からないと把握ができないため、次回子ども・子育て会議までに移行希望調査行うこととしたい。

#### (審議のポイント)

保育に係る需要と供給が均衡している場合、利用定員100名の幼稚園が保育所機能部分100名を新たに設けて認定こども園になろうとした場合、保育100人分が供給過剰になるため認可しないことになる。

しかし既存園が移行する場合、保育100人分の上乗せ数を決めておけば認可・認定が可能となるため、その上乗せ数を定めるもの。

[記載イメージ]

区域	幼稚園が認定こども園に移行する場合に県が定める、必要利用定員に加える数	保育所が認定こども園に移行する場合に県が定める、必要利用定員に加える数
松山市区域	〇〇人	〇〇人
今治市区域	△△人	△△人
宇和島市区域	□□人	□□人
・	・	・
・	・	・
・	・	・

**【参考】**

国の基本指針において、「幼稚園から、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合」、また「保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合」は、利用定員の総数が都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をすることとされている。

また、この都道府県で定める数については、③-1「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載することが望ましいとされている。

## 2 任意記載事項

### (1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

○調整に関する手続き等を記載したい。

(審議のポイント)

基本指針では、市町から県への一定期間ごとの進捗状況等の報告、その他の協議及び手続等を定めることが示されている。

### (2) 教育・保育情報の公表に関する事項

○教育・保育情報については、子ども・子育て支援法第58条第2項に基づき、県が公表することとなっており、公表事項を県計画で記載したい。

(審議のポイント)

公表する内容は、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成26年7月17日公布)で示されている。

### 3 その他記載事項

基本指針では、必須及び任意記載事項にはなっていないが、子ども・子育て支援新制度の大きな柱の1つであることから、地域・子ども・子育て支援事業について県計画に記載したい。

#### I 地域子ども・子育て支援事業の概要

事業	事業の概要
① 利用者支援に関する事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
② 時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
③ 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に修学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
④ 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業及び夜間養護等事業
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保したり、また要保護支援児童対策協議会の機能強化を図るため、職員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業
⑦ 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
⑧ 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑨ 病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業
⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を養育する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業
⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、1健康状態の把握、2検査計測、3保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定・教育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

## Ⅱ 記載イメージ

### 地域子ども・子育て支援事業(県計)

#### 1 利用者支援に関する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	10か所	11か所	12箇所	...	...
確保方策	○か所	○か所	○箇所	...	...

#### 2 地域子育て支援拠点事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1000人日	1100人日	1200人日	...	...
確保方策	○か所	○か所	○箇所	...	...

#### 3 放課後児童健全育成事業

		27年度				
量の見込み	低学年	500人日	510人日	520人日		
	高学年	200人日	210人日	220人日		
	合計	700人日	720人日	740人日		
確保方策	低学年	〇〇人日	〇〇人日	〇〇人日		
	高学年	△△人日	△△人日	△人日		
	合計	□□人日	□□人日	□□人日		